

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 9 月 1 日 提出

霧島市長 前 田 終 止

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表岩戸住宅の項中「5」を「4」に改め、同表福島三佐住宅の項を削り、同表松木住宅の部霧島市国分松木町 29 番 5、8、9、12 号の項戸数の欄中「2」を「1」に改め、同表寺馬場住宅の部霧島市国分清水二丁目 23 番 1、45 号の項を削り、同表中

「

中尾田住宅	霧島市横川町中ノ 83 番地	木造平家建	3	昭和 28
	霧島市横川町中ノ 83 番地	木造平家建	4	昭和 29

」

を

「

中尾田住宅	霧島市横川町中ノ 83 番地	木造平家建	3	昭和 28
	霧島市横川町中ノ 83 番地	木造平家建	3	昭和 29

」

に、

「

谷ノ口住宅	霧島市横川町中ノ 1173 番地	木造平家建	1	昭和 29
	霧島市横川町中ノ 1173 番地	木造平家建	2	昭和 30

」

を

「

谷ノ口住宅	霧島市横川町中ノ 1173 番地	木造平家建	2	昭和 30
-------	---------------------	-------	---	-------

」

に改め、同表栗下住宅及びひばりヶ丘第2住宅の項を削り、同表中

「

大窪団地	霧島市霧島大窪 1340 番 地	簡易耐火構造平 家建	20	昭和 40
	霧島市霧島大窪 1340 番 地	簡易耐火構造平 家建	16	昭和 44

」

を

「

大窪団地	霧島市霧島大窪 1340 番 地	簡易耐火構造平 家建	16	昭和 40
	霧島市霧島大窪 1340 番 地	簡易耐火構造平 家建	16	昭和 44

」

に改め、同表中城住宅の部を削り、同表新川6住宅の項中「11」を「9」に改め、同表中

「

樗木段住宅	霧島市福山町福山 5150 番地 36	簡易耐火構造平 家建	10	昭和 49
	霧島市福山町福山 5150 番地 36	簡易耐火構造平 家建	20	昭和 50
	霧島市福山町福山 5150 番地 36	簡易耐火構造平 家建	20	昭和 51
	霧島市福山町福山 5150 番地 36	簡易耐火構造平 家建	10	昭和 52
	霧島市福山町福山 5150	簡易耐火構造平	14	昭和 53

	番地 36	家建		
	霧島市福山町福山 5150 番地 33	簡易耐火構造平 家建	16	昭和 54

を

「

樗木段住宅	霧島市福山町福山 5150 番地 36	簡易耐火構造平 家建	5	昭和 49
	霧島市福山町福山 5150 番地 36	簡易耐火構造平 家建	20	昭和 50
	霧島市福山町福山 5150 番地 36	簡易耐火構造平 家建	20	昭和 51
	霧島市福山町福山 5150 番地 36	簡易耐火構造平 家建	10	昭和 52
	霧島市福山町福山 5150 番地 36	簡易耐火構造平 家建	14	昭和 53
	霧島市福山町福山 5150 番地 33	簡易耐火構造平 家建	16	昭和 54

に改め、同表田尻第2住宅の項位置の欄中「、4085 番地 1」を削り、同項戸数の欄中「5」を「2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

老朽化した市営住宅の取り壊しを行うため、本条例の所要の改正を行おうとするものである。